

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第10号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2中「亀山市内対応」を「三重県内対応」に、「入院に係る医療費」を「入院等で高額な医療費が発生する場合」に、「助成の対象となりません」を「医療機関の窓口でお支払いください」に、「減額認定証の提示をした場合、入院時の食事療養費標準負担額が助成の対象になります。」を「減額認定証の交付を受けている場合は、助成の対象となりますので、領収書等を添えて申請してください。（償還払い方式）」に改める。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行し、改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、同日以後に受けた医療について適用する。